

農地法第3条申請書の届出書一覧

農地法第3条(自作地の権利移動)

<条件>

原則として、10年間農地として良好に利用すること。

<書類一覧>

- ①申請書
- ②登記簿 全部事項証明書を法務局で取得してください。
(住所が異なる場合、戸籍の附票が必要)
- ③地元農業委員・農地利用最適化推進委員の意見書
- ④小渋川土地改良区内の場合は組合員の資格得喪失の書類
- ⑤賃貸借権設定の場合は賃貸借契約書